

出所者等の更生支援への取組に対する協力・支援について

奈良県における取組

【担当省庁】 法務省



・出所者の採用活動、研修員に対する社会的な教育の実施等にあたってのご協力・ご支援に心より感謝。

1. 令和2年4月 「奈良県更生支援の推進に関する条例」を施行 (都道府県で初の条例)

■ 条例の概要

【目的】

国の司法行政と地域の福祉を繋ぐ役割を県が自ら担い、罪に問われた者等が差別されることなく、誰もが地域の一員として包摂される社会を実現

【具体的施策(第13条)】

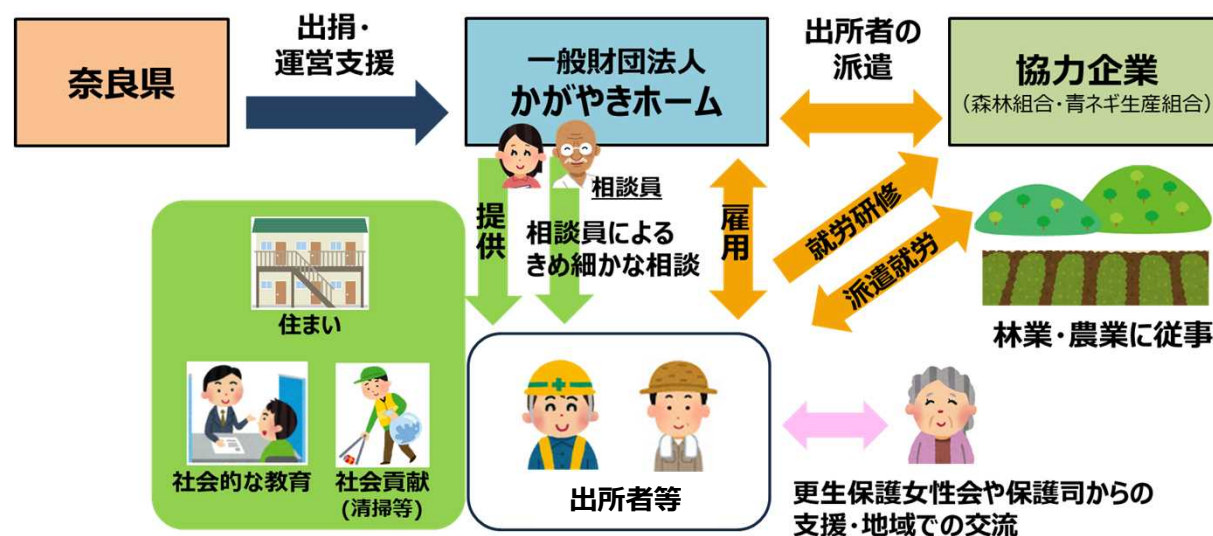
- (1) 基本的施策の実施のため、**法人(財団)を設立し**、罪に問われた者等を財団が直接雇用し、更生支援事業を行う
- (2) 雇用した者が企業等に就職した後、**離職した場合**においても、当該者の希望により**再び支援**を実施

■ 令和2年7月 「一般財団法人かがやきホーム」を設立(全国初の取組)

～Splendente Famiglia NARA～ (スプレッデンテ ファミリーア ナラ)

2. 一般財団法人かがやきホームでの取組

■ 事業実施スキーム図



■ 令和6年度は出所者2名が財団から自立し、五條市森林組合において継続就労

■ 法務省のご協力を得て、財団設立からこれまでに9名を雇用

■ 現在、出所者2名が研修員として所属

- 五條市青ネギ生産組合を就労の場として農業での就労研修を実施
- 新規採用の研修員は**保護観察所との連携**により手厚い支援体制を構築
- 社会的な教育では**矯正施設、更生保護女性会等からもご尽力**
- 社会貢献活動などにより**地域社会の一員としての意識をかん養**
- 地域における更生支援の理解促進等のため様々な場で財団の取組や出所者の体験談等を発表



■ 今後の取組

- 財団での研修終了後の**出所者の進路の検討、相談支援等の実施**
- 林業、農業だけでなく、サービス業や福祉等の**新たな就労の場の開拓**
- 出所者等の円滑な社会復帰に資する**社会的な教育等の充実**

国にお願いすること

- 出所者等の採用手続へのご協力をはじめ、財団で行う**職業訓練・社会的な教育・新しい職域開拓**に対する技術的支援等の継続
- 研修終了後の出所者の進路の検討・相談支援の実施において、**就労支援に関する専門的見地からの助言**、矯正施設や保護観察所との連携
- 更生支援・再犯防止に関する取組の更なる推進のため**地域再犯防止推進交付金の増額等の財政支援の拡大**

【県担当部局】 福祉保険部地域福祉課